

○教育長(銘苅 健)

皆さんおはようございます。

これより、令和 7 年度の第 7 回教育委員会定例会を始めます。

会議の成立について事務局の報告を求めます。

○教育総務課庶務係長(津覇 大輔)

報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項により、5 名中 5 名が出席しておりますので、本定例会が成立していることをご報告いたします。

○教育長(銘苅 健)

はいありがとうございます。

本定例会は成立しております。

それでは会議順に従って進めて参ります。

はじめに会議録の承認をお願いいたします。

本日は、8 月 1 日開催の第 5 回定例会の会議録の承認を行いたいと思います。

8 月 1 日の定例会議事録は、事前に確認していると思いますので、承認という形でよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

それでは後程また署名の方お願いいたします。

次に本日の会議録署名人の指名をいたします。

大兼奈月委員と宮城靖委員お願いいたします。

それでは本日の議事に移ります。

本日の議事はですね 4 件となっております。

その中で、議案第 22 号と報告第 14 号については、人事案件のため、秘密会扱いとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

それでは、そのように進めてまいります。

議案第 22 号、報告第 14 号については、浦添市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、秘密会といたします。

議事の進行については、議事日程の通り進めてまいります。

それでは議事に入ります。

議案第 21 号「浦添市立学校管理規則の一部を改正する規則」について、提案理由の説明をお願いいたします。

内田部長お願いします。

○指導部長(内田 篤)

はい、おはようございます。

議案書の 1 ページをご覧ください。

議案第 21 号「浦添市立学校管理規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、教諭等の標準的な職務の明確化を図ることに伴い、新規条文を新たに定めるため、浦添市立学校管理規則の一部を改正する必要がございます。これが、この規則案を提案する理由でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては、学校教育課玉城指導監より、ご説明させていただきます。

○教育長(銘苺 健)

玉城指導監お願いします。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

それでは、「浦添市立学校管理規則の一部を改正する規則について」詳細についてご説明します。

まず議案書の2ページをお開きください。

学校管理規則の一部に新規の項目を新たに設けたいという提案になります。

現在、21条の2があるのですが、そちらを21条の3としまして、新たに21条の2という項目を設けたいということになります。

3ページをお開きください。

具体的な新しく設ける内容が、新旧対照表の右側、改正後案になっております。

内容としましては、この学校管理規則の中に、教育長が、学校職員の教諭、そして事務職員、養護教諭等の職務をしっかりと明確に定めるという内容を、新たに挿入します。

その詳細につきましては、別途要綱としてまとめるものとなります。

したがって管理規則につきましては、教育長がそれぞれの職においての内容を明確に定めるものとする、という内容を新たに設けたいという提案になっております。

経緯としましては、学校の働き方改革を推進するにあたり、文部科学省中央審議会の答申で、先生方の業務、学校の業務3分類を行いました。それを浸透させるためには、各市町村の学校管理規則の中に、明確に教諭や、それぞれの職務に対する明確な範囲を規定しないといけないという旨、新たに中央審議会から答申がありましたので、文科省から県、県から市町村というふうに通達が届いております。

それに基づいて、今回浦添市でも、各学校管理規則の中で、教育長が職務を明確に定めるという文言を挿入して、要綱で明確な職務の内容範囲を定めるというものになっております。

以上です。

○教育長(銘苺 健)

ただいま、指導監の方から説明ありましたけれども、委員の皆さん、ただいまの説明に対して、質疑等がございましたらお願いいたします。

私から一つ確認していいですか。

これまでは21条の方で「教諭は児童生徒の教育をつかさどる」という、この一行で終わっていたのですけれども、これを今回の改定によってさらに詳しく、そしてそれをもっと詳しくするのはまた今度、市の方の規則で定めるという、この流れでよろしいでしょうか。

はい、玉城指導監。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

議案書の40ページをご覧ください。

これまで、浦添市の学校管理規則では、主な職務として21条に規定していたのですが、さらに詳細な、この教諭の職務等を定めていく、明確にしていくということで、学校管理規則には教育長が明確に定めますよという文言を入れて、教育長が定めたものを要綱として、別に規定していくという形になります。

その別の要綱が40ページ以降のものになっております。
ですので、42ページの別表の方がわかりやすいかと思えます。
それぞれ詳細に、教諭の職務の内容が定めている形になります。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

はい、下地委員どうぞ。

○教育委員(下地 イツ子)

確認ですけれども、これは今年度内にきちんと精査して、まとめなければならないとか、いつまでという期日が、通達が来ているのでしょうか。

○教育長(銘苅 健)

はい、玉城指導監。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

実はですね、この通知も以前にあったものが、実はちょっとこれまでは、手をつけずに置かれていたものを、今回新たに整備、きちっと整備をするという形になっていますので、いついつまでという期限は設定されておりません。

○教育委員(下地 イツ子)

ありがとうございます。

○教育長(銘苅 健)

他にご質問はありますか。

宮城委員どうぞ。

○教育委員(宮城 靖)

管理規則は、県の管理規則を受けて、管理規則を新たに作り直すという形になっているかと思うのですけれども、今21条の1項、新たに入る2項、3項と続いていくものは、文科省、それから県と、同じような形で来ているものですか。

○教育長(銘苅 健)

はい、玉城指導監。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

おっしゃる通りで、こちらに載っている文言、新たに挿入する文言は文科省から、その管理規則に挿入する文言の参考例がもう降りてきていますので、それも中央審議会の答申で、きちっと周知しなさいということを受けてのものなので、国、県、市町村、同じ文言が降りてきています。

以上です。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

○教育委員(宮城 靖)

であれば、21条の1項は職務ですよ。

校長はという所から始まりますけれども、最初私は教育長という文言がくるならば、これが1項じゃないのかなということを感じたのですけれども、文科省に登録されている通りでいうと、今の提案通りということになるのです。

ありがとうございます。

○教育長(銘苅 健)

他にどうでしょうか。

内容でいうと、これまで実際実務としてやっていたことを、こういった事ということで、それが列記されたような形ということで理解してよろしいですか。

新たに付け加えるとかそうではなくて、これまでやってきたことが改めて表として、教諭は、養護教諭は、事務職は、ということ。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

はい。

○教育長(銘苅 健)

他にありますか。

ちょっと余談にはなるとは思いますが、今回学校事務職ということで出ていますが、県費の事務職ですよ。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

はいそうです。

○教育長(銘苅 健)

併せて、これ市の事務職もそういった形で、事務職の職務内容というのが出されている要項とかというものはあるのですか。

○教育総務課長(大城 博郎)

無い形になります。

○教育長(銘苅 健)

今回は事務職っていうのは県費事務のことを指しているということですね。

栄養教諭と、養護教諭。

今回出ることによって学校にいる職員の全ての人たちが、その具体的な業務内容というのがもう出るようになりますか。

指導監お願いします。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

業務内容の詳細等ですね。校務分掌等では、校長先生がこれまでと同じように配置していきますので、教諭として、職としての職務の範囲が明確になるという理解でいいかと思えます。

○教育長(銘苅 健)

これを基にして学校の校長が、実際の職務はこういった内容として、業務内容としてはこういったことがあるのだよということで持っていくわけですね。

ありがとうございました。

大城課長、お願いします。

○教育総務課長(大城 博郎)

休憩をお願いします。

○教育長(銘苅 健)

休憩します。

再開します。

じゃあ質問お願いあればお願いいたします。

東委員お願いします。

○教育委員(東 健策)

45ページあたりからになりますけれども、具体的に学校事務職員の役割とか業務内容が記載されておりますけれども、この業務内容については、今後、内容を煮詰めていくかと思うのですが、現場の声を反映していくということも考えているのでしょうか。

○教育長(銘苅 健)

内田指導部長。

○指導部長(内田 篤)

業務に関しては、今文科省から降りてきている働き方改革の流れの中で、業務を明確にするという視点での業務の整理になっていると考えておりますので、今委員の方から、ご指摘のあった件につきましては、現場の話を整理しながらですね、業務の明確化を進めていければと考えております。

○教育長(銘苅 健)

よろしいですか。

下地委員。

○教育委員(下地 イツ子)

基礎的なことで申し訳ないのですが、管理規則というのは、事務所、事務室においても職員室においても、どなたでも確認する、閲覧することは可能なのでしょうか。

○教育長(銘苅 健)

はい、玉城指導監。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

各学校に毎年3部、学校教育要覧をお配りしております。市のホームページでも学校管理規則を確認することは可能です。以上です。

○教育委員(下地 イツ子)

ありがとうございます。

○教育長(銘苅 健)

今回の規則については、文科省が言っているその教員の仕事を、三つに。これは教員以外ができるもの、教員だけのもの、必ずしも教員ではないというような形で三つに分かれていますので、そういったことに関連して、今回ははっきりその職務分担というものが、改めて記されるということによろしいでしょうか。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

はい、そうです。

○教育長(銘苅 健)

ただいまの件についてですね、委員の皆さん質問はよろしいですか。それでは、議案第21号について、原案の通り承認ということによろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。それでは、議案第21号は承認されました。それでは次の議事に移ります。続きまして報告第15号について行いますので、事務局は資料の配付をお願いいたします。資料行き渡ったでしょうか。それでは報告第15号「専決処分」の報告についてをお願いいたします。

内田指導部長。

○指導部長(内田 篤)

議案書の50ページをお開きください。報告第15号「専決処分」の報告についてご説明申し上げます。報告理由といたしましては、地方自治法第180条第1項に基づき専決処分を行った。地方自治法第180条第2項の規定に基づき第214回浦添市市議会へ報告済みの当該内容について、浦添市教育委員会議に報告する必要があるとございます。

なお、詳細につきましては資料をご確認ください。

○教育長(銘苅 健)

ただいまの報告書に目を通されてください。

下地委員。

○教育委員(下地 イツ子)

確認ですけれども、今専決処分の資料としていただいたものを、確認しているのですけれども、これは前回の浦城小学校でのネジが飛んできて車が破損したという案件は、あれで完結ではなかったということでしょうか。

○教育長(銘苅 健)

新里課長。

○学校教育課長(新里 優子)

完結ではあったのですけれども、車のリース代が含まれていなかったのも、一旦取り下げをいたしまして、再度提案をして、議会の方へ報告が済んでいますということの、今日のご報告となります。

○教育委員(下地 イツ子)

わかりました。

ありがとうございました。

○教育長(銘苅 健)

前の定例会では報告を受けた時には、そのネジが落ちたということだけだったのですけれども、それに伴って、レンタカーを使ったということで、レンタカー代が含まれてないということで、一旦取り下げをしましてまた今回報告という形になっていますね。

はい、報告第15号よろしいですか。

東委員。

○教育委員(東 健策)

前回もお話したかと思うのですけれども、5月7日に事案が発生して、最終的に9月5日、約4か月間かかっているわけですけれども。

この辺のスピード感と言うのですか、金額もさることながら、もう少し早めに処理ができないかどうかということの確認なのですけれども。

これがもういろいろ保険会社等の絡みもあって、最短なのか、途中でまたリース料がさらにプラスされたということで、ちょっと延びたという経緯もあると思うのですけれども、実質的にはこういった事案っていうのはどのぐらい申請してから、処理までに時間がかかるのか。

その辺りの確認をしたいと思っております。

○教育長(銘苅 健)

はい、新里課長。

○学校教育課長(新里 優子)

今回の場合はおっしゃいますように、一旦修理に入れようとした時になって初めてリース代が必要となることが判明したために、少し時間がかかってしまったという経緯がございます。

通常の場合ですと、別件で挙げた内容で申し上げますと、7月30日に発生した案件につきましては8月29日の定例会へ提出しておりますので、修理の規模にもよるかと思っておりますけれども、1か月程度と認識しております。

○教育委員(東 健策)

基本的には1か月程度と理解してよろしいですか。

○学校教育課長(新里 優子)

はい、事故発生から会議へのご報告までが。

○教育委員(東 健策)

はい、ありがとうございます。

○教育長(銘苺 健)

他にありますか。

○教育委員(下地 イツ子)

休憩をお願いします。

○教育長(銘苺 健)

休憩します。

再開します。

はい、下地委員どうぞ。

○教育委員(下地 イツ子)

報告事項の中で2つ目の、浦添中学校の部活動中にボールが飛んできて、車両が破損したという案件ですけれども、この学校には以前にもこういった例があったのか、どういった対策がされているのかについて、併せてお伺いしたいのですけれども。

○教育長(銘苺 健)

はい、内田指導部長。

○指導部長(内田 篤)

校舎とグラウンドが1段高くなっていますね、浦添中学校は。

真ん中の道路が里道になっていて、市民が通る道路ということで、グラウンドが一段高い影響で、サッカーボール等の落下によって、職員の体に当たった報告や、今まで車での破損については何回か報告等を受けております。

現場でもそういう話はたくさんあるのですけれども、対策としてはまず、ゴールの後ろ側に防球ネットを施設の方で建てていただいたのと、それから、奥側の階段の部分に関しては、この転がり落ちないような防球ネットを両側やっていたいのですけれども、結局それでも間を通って行って、こういう事故が、要するにこぼれ落ちたボールとかを返す時とかということで、こういうものがまだ散見される状態なので、今後、もっとさらに強化をする必要があるのかなと、現場の様子を見ながら、考えているところです。

○教育委員(下地 イツ子)

ありがとうございます。

そうそう日々多く、起こることではないかとは思いますが、稀にそういうことが起こるとまた市民が通る場所でもあるというのであれば、近くに小学校、幼稚園もあつたりするので、大きな怪我に繋がらないように、対策を早めに、何かしらしていただければありがたいな、と感じたところです。

以上です。

○教育長(銘苺 健)

はい、ありがとうございます。

宮城委員。

○教育委員(宮城 靖)

一つ質問ですけど、今2件報告されていますけれども、これが起きて教育委員会で対応している時に、他の学校にも、こういう事故が起きましたよということを報告して、同様のことが起こらないようにという周知ができているのかどうか。

○教育長(銘苺 健)

はい、新里課長。

○学校教育課長(新里 優子)

この事故の後、今年度は少し多いのかなという印象がございましたので、教頭会の方で、事故が多いですので気を付けてくださいと各学校に周知しています。

○教育委員(宮城 靖)

ありがとうございます。

これは要望になりますけれども、今のように教頭会或いは校長会で共通理解をして、自分の学校からそういう事故が起こらない、というようなことを気を付けていただくということは、ぜひやっていただきたいということの他に、学校では毎月一回安全点検ということをやっているのですよ。

ただ今プールから U 字ボルトが落下した件というのは、安全点検をしっかりやっていれば起こらなかった事案でもあるわけです。

ただ、学校の多忙な部分でいうと、月一回の安全点検と言ってもなかなか全てを詳細に点検することは不可能に近いとは思いますが、ぜひプールや屋上設置のプールがあるところに、こういう事故があって、大きな事故になり得るところからすると、安全上の点検を危険の部位というところから優先的にやっていくことが必要ではないのかと。

例えば、各学校の体育館に設置されている固定式のバスケットゴールのボード。

あれもネジが緩んでいた場合、子どもたちが一生懸命活動している時にこのネジが外れて、リング下にいる子どもたちが 200kg ぐらいのボードに押しつぶされるということも、予測はされるので、生命に直結するような危険な部分から最優先的に安全点検を調整していくということも必要ではないのかなとは思っているので、ぜひ各学校の方に周知していただければと思います。

よろしく申し上げます。

以上です。

○教育長(銘苺 健)

はい、ありがとうございます。

はい、東委員。

○教育委員(東 健策)

休憩申し上げます。

○教育長(銘苺 健)

休憩します。

再開します。

ただいまの報告第 15 号ですね、浦城小学校の小学校のプールからの件とそして浦添中学校のボールの件、2 件ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苺 健)

ご質問ないということで、続いて報告第 14 号について行います。

第 14 号は、先ほど確認したように秘密会となりますので、本案件についての関係職員の入れ替えをお願いいたします。

資料が渡ったと思いますので、報告第 14 号「専決事項の報告について(県費負担教職員)」についての報告をお願いいたします。

内田指導部長。

～ 秘 密 会 ～

○教育長(銘苅 健)

それでは続いて議案の方にいきます。
議案第 22 号、本件について、また職員の入替えをお願いいたします。
そして資料の交換をお願いいたします。
それでは議案第 22 号「教育委員会職員の人事について(退職)」提案理由の説明をお願いいたします。
野村教育部長。

～ 秘 密 会 ～

○教育長(銘苅 健)

それでは、議案第 22 号は承認されました。
事務局は資料回収をお願いします。
秘密会での議事は以上です。
関係職員の入室を認めます。
本日の議題、議事は以上となります。
その他報告事項ございますか、特にございませんね。

○教育部長(野村 美抄代)

はい。

○教育長(銘苅 健)

野村教育部長。

○教育部長(野村 美抄代)

報告が 1 点ございます。
9 月議会で今年度いっぱい中央公民館が供用停止に移るということで、たくさんの一般質問を受けて、3 月 31 日の供用停止にスムーズに移行できるように取り組んでおりますので、そのご報告です。
以上です。

○教育長(銘苅 健)

はい、ありがとうございます。
それではお諮りします。
本定例会で議決された件に係る字句、数字、その他の整理を要するものについては、教育長に委任するということがよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。
ご異議なしと認めます。
よって、字句、数字、その他の整理は、教育長に委任することに決定しました。
以上をもちまして、令和 7 年度第 7 回教育委員会定例会を閉会いたします。
お疲れ様でした。